

5月21日と22日にゆめタウン久留米でも予約不要の接種を実施しました



久留米市の3回目の接種率は、5月24日時点で64%ですが、若年層の20歳代以下が40%、30歳代は46%と半数以上が未接種です。学校や仕事などがある人も接種しやすいように、3回目接種までの予約不要の会場を設けます。本庁舎2階で、6月1日から10日(金)までの平日、15時から17時30分まで。木曜日は15時から19時30分まで。対象は12歳以上の久留米市民で、定員は1日75人。必ず運転免許証など本人確認書類を持参してください。15歳以下の人は保護者の同伴が必要。当日接種券が

なくても接種できますが、郵送済みの接種券と予約票の記入を済ませて持参するとスムーズに接種できます。定員を超えると接種できない場合があります。必ず受けたい人は予約制の会場を受けてください。
 ◎新型コロナウイルスワクチンプロジェクト(☎0942・30・9724、FAX0942・30・9833)

6月の集団接種会場(予約制)

■会場久留米アリーナ(東櫛原町)
 ■実施日①10日(金)、24日(金) 17:00から19:30まで ②11日(土)、25日(土) 14:00から17:30まで
 ・市ホームページからWEB予約(24時間予約可能)
 ・コールセンター(土日・祝日含む8:30~21:00)
 ☎0942・30・9816
 FAX050・3819・8312
 (耳の不自由な人専用)



予約なしで3回目までの新型コロナワクチン接種を実施

若者の接種を促進



生活を再建するための生活保護制度

その人に応じた支援を一緒に考える

さまざまな事情で収入が減ったり、失業したりして生活に不安を抱えている人が多くいます。経済的に困ったとき頼れる制度があります。

誰でも申請できる

収入が少なくなったり、病気などで働けなくなったりしても、誰もが安心して暮らせるための制度の一つに生活保護があります。生活に困っている人は誰でも申請できます。申請があったら、市が生活や資産の状況について調査を行い、国が定める基準によって、支給が決まります。

望む生き方をサポート

生活保護を受ける人には、食費や光熱費、住宅費などの生活費が毎月支給されます。基準生活費は、世帯構成や年齢を基に国が定めています。年金や仕事の収入があっても、基準生活費に満たなければ不足分を支給。医療費の自己負担も原則ありません。生活費の不安を解消しながら、病気の治療や就職活動に専念できます。就職活動を支援したり、関係機関につないだりして、本人が望む生き方を寄り添って一緒に考え、サポートします。

ためらわずに相談を

令和3年度、市に寄せられた相談は1871件。市で生活保護を担当する池田耕平さんは「相談があったら、その人に応じた支援と一緒に考えます。生活保護以外の制度を紹介することも。誰でも経済的に困る可能性はあります。まずは、生活を安定させることが大事。支援が必要なのにためらう人がいます。不安がある人は、1人で悩まず、ためらわずに相談を」と話します。
 相談は本庁舎や各総合支所で受け付けています。電話や出張相談も行っています。
 ◎生活支援第1・2課(☎0942・30・9023、FAX0942・30・9710)



池田耕平さん。市で生活保護を担当

子育て世帯生活支援特別給付金



児童1人当たり5万円を現金で

市は、新型コロナの影響が続き、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、児童1人当たり5万円を支給します。令和5年2月28日(火)までに生まれる新生児も対象です。
 ■対象①4月分児童扶養手当受給者②4月分児童手当か特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分住民税均等割が非課税の世帯③上記①②以外で18歳までの子どもを養育している、令和4年度分住民税が非課税か、直近で収入が減少し、家計が急変した世帯

■申請方法①②は申請不要。③は申請が必要。申請が必要な人のうち、市が把握している世帯には、7月中旬ごろに案内と申請書を送付します。対象者で、案内が届かない場合は、問い合わせ先に連絡してください

他にもある支援制度

生活保護以外にも、新型コロナの影響を受け、休業や失業などで困っている人への支援策があります。申請締め切りは、いずれも8月31日(木)です。
【緊急小口資金(特例)】
 無利子、保証人不要で、10万円まで貸し付けます。2年以内に返済が必要。
【総合支援資金(特例)】
 1人暮らしの人は月15万円まで、2人以上

の世帯は月20万円まで借りられます。無利子、保証人不要で、貸付期間は3カ月。
 ◎市社会福祉協議会(☎34・3122、FAX34・3090)
【生活困窮者自立支援金】
 緊急小口資金と総合支援資金が終了した人に、世帯人数に応じて支援金を最大6カ月支給します。収入・資産要件あり。受給中は求職活動が必要です。
 ◎生活支援第2課(☎30・9023、FAX30・9710)



低所得の子育て世帯を応援します

■支給時期①は6月30日(木)に児童扶養手当を支給する口座に振り込み。②は7月末までに手当を支給する口座に振り込み予定。③は申請書受け付け後、申請日の翌月末に順次振り込み予定
 ◎家庭子ども相談課(☎0942・30・9739、FAX0942・30・9718)